

公文書館専門員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	公文書館専門員（史料編さん担当）（日本近現代史）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ <u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保証するものではありません。</u></p> <p>なお、本職に任用された者は、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用について 4 回まで、公募によらない再度任用への申込みが可能です。</p> <p>その際は、任用（雇用）期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。</p>
勤務職場	<p>東京都公文書館（史料編さん担当）</p> <p>東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 21 号</p>
職務内容	<p>東京都公文書館史料編さん担当に関する業務</p> <p>都政史編さん、展示等普及事業、歴史公文書等の調査研究</p>
応募資格・求められる能力	<p>以下の要件に該当する者</p> <p>(1) 歴史学（日本近現代史）の分野で大学院修士課程を修了した者</p> <p>(2) (1)に掲げる者と同等の知識・能力を有し、編さん業務の実務経験がある者</p> <p>(3) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p> <p>(4) アーカイブズ学に関する基礎的知識を有していることが望ましい。</p> <p>(5) 職務に積極的に取り組む意欲があること</p> <p>(6) 心身ともに健康で、組織的な職務遂行に必要なコミュニケーション能力及び協調性を有していること</p>
勤務日数	<p>月 16 日（日・祝日・年末年始を除く）</p> <p>・交代で土曜日の勤務あり。</p> <p>・災害対応等の場合は、日・祝日・年末年始に勤務が発生することがある。</p>
勤務時間	<p>・ 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（A 班）</p> <p>又は</p> <p>・ 9 時 00 分から 17 時 45 分まで（B 班）</p> <p>所定勤務時間を超える勤務の有無：有 （業務の必要上やむを得ない場合）</p>
休憩時間	原則として 正午から 13 時 00 分まで

休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額 201,600円 (※改定される場合あり)</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限 55,000円/月)</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険 有
採用予定人員	若干名
応募方法等	<p>次の(1)から(4)の書類を令和7年2月4日(火)まで(必着)に以下の応募・問合せ先まで郵送してください。</p> <p>(1) 会計年度任用職員申込書(写真貼付)</p> <p>(2) 研究業績、実務経験等一覧(A4版用紙、横書き、様式任意)</p> <p>(3) 主要な論文(1本)の抜き刷り又はコピー</p> <p>(4) 小論文:(1,200字程度、A4版、書式自由、パソコン使用可) テーマ「あなたの応募動機と自身の能力の活用について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールでの提出は不可です。 ・応募書類は選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。 ・応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
応募期間	令和7年1月14日(火)から2月4日(火)まで(必着)
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一次選考:書類選考 ・二次選考:採用面接 令和7年2月18日(火)(予定) <p>※各選考後、数日で選考結果を郵送します。合格者には電話連絡をする場合があります。</p>
応募・問合せ先	<p>担当 東京都公文書館 庶務担当 中野、鬼塚</p> <p>所在地 〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目2番21号</p> <p>電話 042-313-8460(直通)</p> <p>※封筒等表面に「日本近現代史応募書類」と記載してください。</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。